

作 業 基 準

目 次

- 第1章 目 的
- 第2章 作 業 体 制
- 第3章 危険物等の取扱い
- 第4章 乗下船作業
- 第5章 旅客の遵守事項等の周知

平成18年10月1日
志摩マリンレジャー株式会社

第1章 目 的

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき当社経営の一般旅客定期航路及び旅客不定期航路に就航する旅客船作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作 業 体 制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置は次の区分による。

(1) 陸上作業員

- ①乗下船する旅客の誘導・・・・・・・・旅客係（1名）
- ②船舶の離着時の綱取り、綱放し・・綱取係（1名）
- ③乗船待機中の旅客の誘導・・・・・・・・整理係（1名「綱取、旅客係兼務」）

(2) 船内作業員

- ①乗下船する旅客の誘導・・・・・・・・旅客係（2名）
- 2. 乗組員以外のものが船内で作業に従事する場合は船内作業指揮者（以下『船長』という）の指揮を受けるものとする。
- 3. 陸上作業指揮者及び船長は作業現場にあっては会社所定の制服、制帽を着用し、その所在を明確にしておくものとする。
- 4. 第1項第1号によりがたい寄港地にあっては船長自ら、或いは船内作業員を指揮してこれにあたる。

(陸上作業指揮者の所掌)

第3条 陸上作業指揮者は副運航管理者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。

- (1)乗船待機中の旅客の整理。
- (2)乗下船する旅客の誘導。
- (3)船舶の離着岸時の綱取り、綱放し作業。
- (4)その他旅客乗下船に関する作業。

(船長の所掌)

第4条 船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- (1) 旅客の乗下船時の誘導
- (2) 船舶の離着岸時における旅客乗降用施設の操作
- (3) その他旅客の乗下船に関する作業

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第5条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか次によるものとする。

(1) 陸上作業指揮者は、危険物運送の申込みがあったときは、直ちに、当該危険物の分類、品目、数量、容器及び包装を確認し、副運航管理者に報告すること。

(2) 副運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものか否かを確認し、法令等に適合しないときは運送の引き受けを拒絶しなければならない。

(3) 副運航管理者は、報告のあった当該危険物運送が法令等に適合するものであるときは、船舶への積載方法について船長と協議して陸上作業指揮者に指示し、船内作業指揮者に連絡すること。

2. 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という。）の取扱いは、次によるものとする。

(1) 陸上作業指揮者は、刀剣等の運送の申込みがあったときは、直ちに、副運航管理者に当該刀剣等の品名及び数量を報告すること。

(2) 副運航管理者は、報告のあった当該刀剣等について、運送を拒絶し又は一定の条件を付して運送を引き受けるよう陸上作業指揮者に指示すること。ただし、運送を引受ける場合であっても原則として客室に持込むことは拒絶しなければならない。

3. 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、前2項に該当するおそれがあると認めるときは、副運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立合いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。

4. 船長及び陸上作業指揮者は、前3項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を副運航管理者及び運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客の整理)

第6条 陸上の旅客係員は、乗船待ちの旅客が船舶の離着岸作業等により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

(旅客の乗船)

第7条 陸上作業指揮者及び船長は、旅客の乗船作業に関し十分な打ち合わせを行い、各作業員に乗船開始時刻を周知する。原則として離岸5分前から乗船作業を開始する。

2. 船長は、乗船口の開放と安全の完了を確認した後、陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船作業開始の合図をする。

3. 陸上作業指揮者は、船長の合図を受けた後、陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するよう指示する。
4. 陸上の旅客係員は、旅客を乗船口に誘導し、船内の旅客係員は乗船口から船内に誘導する。
5. 陸上作業指揮者及び船長は、乗船旅客数（無料幼児を含む）を把握し、旅客定員を超えないことを確認すること。

（離岸準備作業）

- 第8条 陸上作業指揮者は、原則として離岸時刻の2分前となったときは、旅客の乗船完了を確認した後、船長と連絡を取り作業員を指揮して遮断索を張り人道橋を閉鎖する。
2. 船内の旅客係員は、人道橋が閉鎖された後、直ちに舷門を閉鎖する。
 3. 陸上作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、乗船客数を速やかに船長に報告する。

（離岸作業）

- 第9条 陸上作業指揮者は、離岸準備作業完了後、適切な時期に発航ベルを鳴らさせるとともに見送り人が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障のないことを確認して、その旨を船長に連絡し綱取り係員を所定の位置に配置する。
2. 船長は、すべての出港準備が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状態が出港に支障がないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離岸出港する。
 3. 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取り係員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

（船内巡視）

- 第10条 船長は、”別紙1” 船内巡視記録簿に従い乗組員に船内巡視をさせる。
2. 船長は荒天のため臨時の巡視の必要を認めた場合は、前項以外の巡視を実施させる。
 3. 船内巡視員は、異常の有無を船長に報告し、船内巡視記録簿に記録する。
 4. 船長のみで航行する小型船にあっては、前項にかかわらず船長が旅客室等を確認する。

（着岸準備作業）

- 第11条 副運航管理者は、船長から入港連絡を受けたならば陸上作業指揮者に対し着岸作業の開始を指示する。
2. 陸上作業指揮者は、船舶の着岸時刻5分前までに綱取り作業に必要な作業員を配置し、着岸準備を行う。

(着岸作業)

第12条 陸上作業指揮者は、綱取り係員を指揮して、迅速、確実に綱取り作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の急緊張等により危害を受けることのないように十分注意する。

2. 船内作業員は、船長の指示により、迅速、確実に係留作業を実施する。
3. 船長は船内の旅客係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客に対し着席、手摺への掴まりを指示する。

(係留中の保安)

第13条 船長及び副運航管理者は、係留中旅客の安全に支障のないよう棧橋の保安及び係留方法に十分留意する。

(旅客の下船)

第14条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨陸上作業指揮者及び船内作業員に合図する。

2. 船長は、乗降施設作業完了を確認した後、船内の旅客係員を指揮して旅客を誘導し下船させる。

(下船の修了)

第15条 陸上作業指揮者は、船内旅客係員から旅客の下船が完了した旨の連絡を受けた後、陸上作業員を指揮して乗降口を遮断する。

2. 陸上作業指揮者及び船長は、旅客の下船が完了したときはその旨及び異常の有無もそれぞれ副運航管理者に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第16条 副運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を放送及び掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は旅客待合所とする。

- (1) 旅客は乗下船時、係員の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (3) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。(臨時に周知事項が生じた場合の当時事項を含む)

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第17条 船長は、旅客が乗船している間適宣の時間に次の事項を放送等(ビデオ放送その他の方法を含む)により周知しなければならない。

(1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及び其の主要事項。

(2) 救命胴衣の格納場所、着用方法。

(3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）

(4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報。

(5) その他旅客が遵守すべき事項。

2. 船長は、船内の見易い場所に前各号の事項を掲示しなければならない。

附則 この規定は、平成 18 年 10 月 1 日より実施する。

別紙1

船内巡視記録簿

| 巡視事項 | 良否 | 記事 | 時間 | 検印 |
|------------|----|----|----|----|
| 積載危険物ガス漏れ | | | | |
| 喫煙箇所確認 | | | | |
| 立入禁止区域 | | | | |
| 乗降口・開口部閉鎖 | | | | |
| 排水状態 | | | | |
| 積載物動揺時移動 | | | | |
| 機関室火気 | | | | |
| 機関室船底ビルヂ | | | | |
| 主機・補機の排気管 | | | | |
| 客室内換気状態 | | | | |
| 床板開口部閉鎖 | | | | |
| 旅客、乗員の健康状態 | | | | |
| 放送設備状態 | | | | |
| 各客室の旅客定員 | | | | |